

～新「道の駅むらやま」整備基本計画検討市民会議～

【第4回検討会】

2022.10.24 15:30～
農村環境改善センター
多目的ホール

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

8 働きがいも
経済成長も

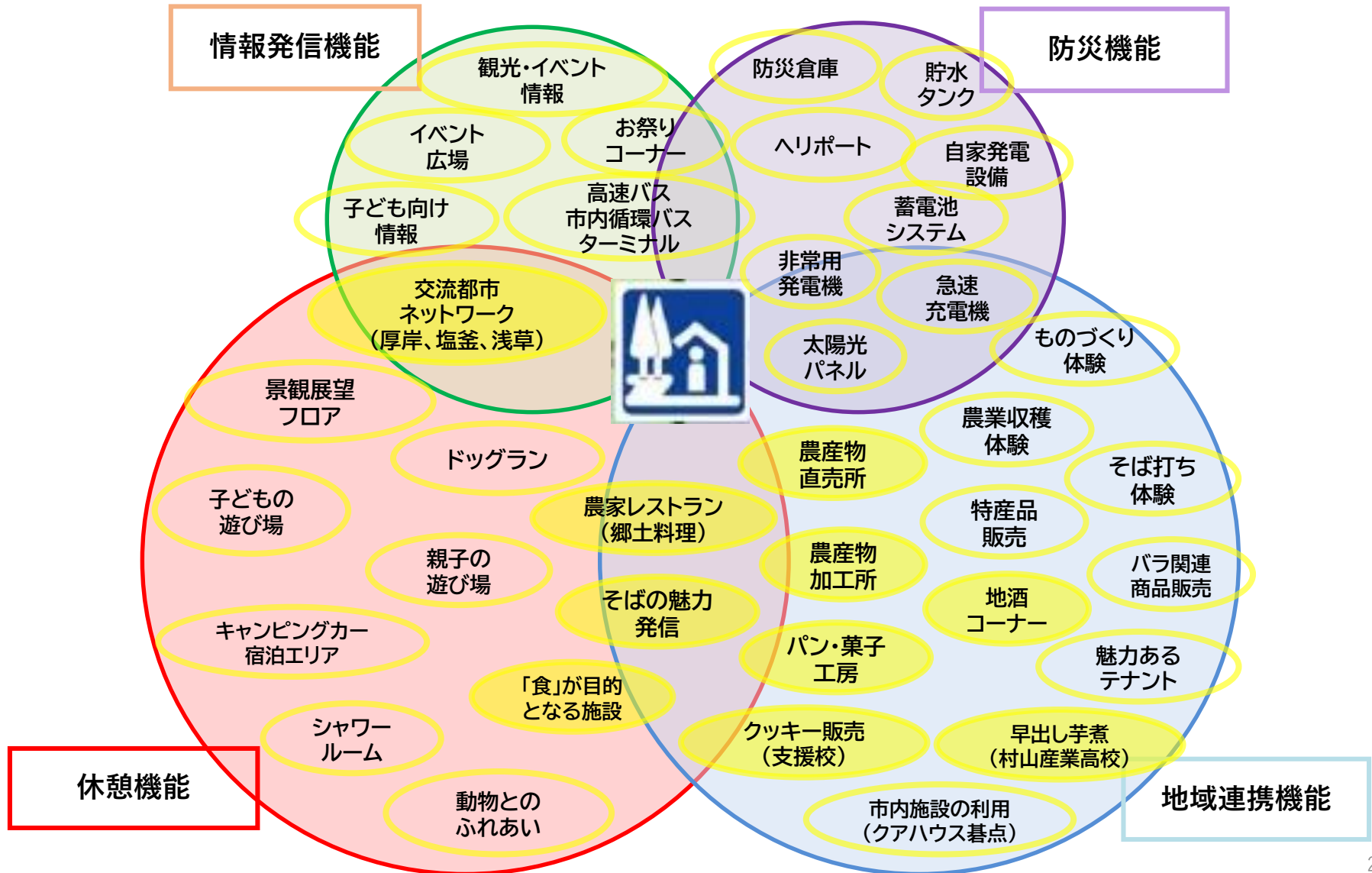


9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



意見の集約(導入機能)

村山市が目指す道の駅のイメージ



I 新たな道の駅むらやまの位置付け(基本構想&これまでの市民会議)

新たな「道の駅むらやま」(仮称)は、単に道路利用者の休憩施設だけではない、本市の新しい**地域活性化拠点の1つになるような複合的な施設**を整備することを前提に基本計画を策定。

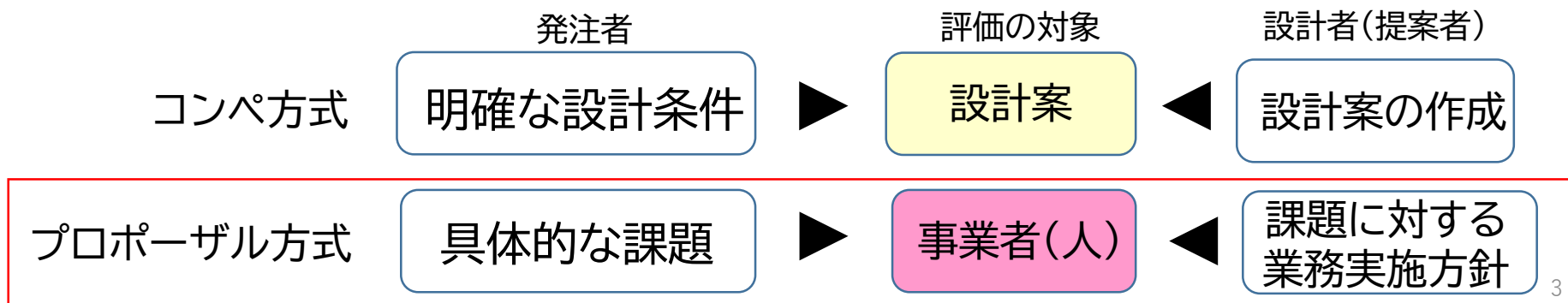
II 公募型プロポーザル方式による受託事業者の決定

計画策定は、民間のコンサルタント業者へ委託しますが、事業者を決定する方法を、一般に行政が行っている価格だけで競争させる入札ではなく、**「公募型プロポーザル」方式で決定する競争入札**とする。

参加する意思のある民間事業者から、企画提案書を募集し、事業者がプレゼンテーションを行い、最も優れていると判断された案を提示した**「事業者」→「人」**を決定する方法。

III プロポーザル方式とは

計画を策定する上で最も適した**「事業者(人)」**を選ぶ方式としては、国や県、自治体で採用されており、技術力や経験、プロジェクトに臨む体制などを含めた提案書(プロポーザル)の提出を求め、公正に評価して事業者を選ぶ方式。**事業者(人)**を選ぶ方式とは、提案書そのものの良否を検討して選ぶ「コンペ(競技)」に対して、**計画を委託するべき適任者を選定すること**。



IV プロポーザルに付する項目

IV-1 施設計画の検討業務

休憩・情報提供・地域連携の3つの機能に加えて、防災機能を追加し、コンセプトや基本方針を基に具体的な施設内容を検討。

- ①導入施設の検討・②導入施設の規模算定・③整備範囲の選定・④施設配置の検討・⑤業務範囲の検討
⑥概算事業費の算定・⑦周辺施設の活用

IV-2 導入可能性調査の実施

幅広く民間事業者と対話しPPP事業の適用可能性を検討し事業手法を整理。

- ①事業手法の抽出・②事業スキームの検討・③VFMの検討

※VFM:支払い(Money)に対して最も質の高いサービス(value)を供給する考え。(従来方式と比べ削減できる総事業費の割合)

IV-3 対話の支援

関係する団体との官民対話を支援するための資料の提供・作成、取りまとめ

- ①企画立案・②ヒアリング調査支援・③市民委員会対話支援・④市場調査・⑤結果の整理取りまとめ

IV-4 関係機関調整支援

関係する機関(国・県)との調整のための事務局に対する資料提供・作成、取りまとめ

- ①庁内会議支援(全庁各課、議会関係等)・②関係機関(国土交通省、山形県)
③パブリックコメント実施支援(実施は未定)

V 公募型プロポーザルに係る要綱及び仕様書、評価に係る要綱等

公募型プロポーザルを実施するにあたり具体的な要綱や仕様書などを策定

- ①委託要綱及び仕様書 → 業務委託内容を詳細、具体的に示す示方書
②企画提案書作成仕様書 → 企画提案書の様式
③評価に関する仕様書 → 一次及び二次審査項目毎に評価するための仕様書(配点表等)
④その他 → 選定委員会設置に係る要綱等、委員の決定

市民会議委員と公募型プロポーザルのスケジュール(予定)

I 市民会議委員の関わり

実施内容	実施時期
第5回市民会議(実施要綱及び委託仕様書等の確認)	令和4年11月下旬
第6回市民会議(審査結果の報告)	令和5年 3月中旬

II 公募型プロポーザルのスケジュール(予定)

実施内容	実施時期
公告及び実施要領等の公表	令和5年1月中旬
質問書受付期限	令和5年1月中旬
質問の回答	令和5年1月下旬
参加表明書、企画提案書等提出期限	令和5年1月下旬
一次審査及び審査結果の通知	令和5年2月上旬
二次審査(プレゼンテーション)	令和5年2月上旬
優先交渉事業者選定結果の通知	令和5年2月中旬
優先交渉事業者と仕様書協議	令和5年2月中旬
入札後契約締結	令和5年3月下旬

PPP/PFI事業で進む場合のスケジュール(予定)

業務	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
基本計画策定業務 (PPP/PFI導入可能性調査を含む)						
測量調査設計：市 (用地測量、造成基盤設計)						
土地収用法に係る法手続き：市 (事業認定)						
用地取得：市						

PPP/PFI事業で実施する場合

アドバイザー業務（実施方針策定～特定事業の評価・選定～事業者の選定～契約）						
都市計画法に係る法手続き：市 (開発行為許可)						
荒造成工事：市						
基本設計、実施設計、建設工事 運営業務、維持管理（9年度以降） (評価選定された事業者（SPC）)						

※SPC(Special Purpose Company)：特定目的会社（施設の運営業務、維持管理業務を目的とする会社法で定める株式会社）